

令和6年6月7日

令和6年

第3回南部町議会定例会議案

鳥取県西伯郡南部町

令和6年第3回南部町議会定例会付議案件

目次（令和6年6月7日提出分）

- 議案第45号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について
- 議案第46号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第47号 財産の処分について

議案第 4 5 号

南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関
する条例（平成28年南部町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年4月
1日から適用する。

別 冊

< 補正予算 >

令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 7 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南部町条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

1. 処分する財産（土地）の表示
別紙の通り
面積合計 1 7 1 , 0 1 1 m²
2. 処分目的
契約の相手方が工場用地として利用するため
3. 処分価格 6 6 , 3 0 0 , 0 0 0 円
4. 処分方法 随意契約
5. 契約の相手方
鳥取県米子市両三柳 2 3 6 0 番地 8
株式会社 ミヨシ産業
代表取締役社長 谷野 利宏

別紙

所 在	面 積 (実測面積)
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷詰 6 0 番	8 0 3 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷詰 6 1 番	1, 4 8 3 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷詰 6 2 番	1 0 7 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷詰 6 3 番	2, 4 2 2 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷詰 6 4 番	5 8 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷詰 6 5 番	1, 2 5 6 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷詰 6 6 番	1, 7 3 6 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷詰 6 7 番	8 0 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷 6 8 番	8 3 4 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷 6 9 番 1	1 9 4 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷 6 9 番 2	9 5 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷 6 9 番 3	1 7 1 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷 7 0 番	3 3 0 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷 7 1 番	1 6 4 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷 7 2 番	1, 0 8 7 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷 7 3 番	7 2 7 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷 7 4 番	8 7 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井谷 7 5 番	4 4 9 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井北平山 9 1 4 番 1	4 6, 5 6 2 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井北平山 9 1 4 番 2	4, 8 5 7 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井南平山 9 1 6 番 1	7 2, 1 4 6 m ²
西伯郡南部町法勝寺字シウミ谷山 9 1 7 番	1, 9 5 8 m ²
西伯郡南部町法勝寺字シウミ谷山 9 1 8 番	1 6, 2 3 5 m ²
西伯郡南部町法勝寺字藤井入口山 9 1 9 番 1	1 7, 1 7 0 m ²
	合計 1 7 1, 0 1 1 m ²